

新報

島根県教育庁
隠岐教育事務所
隠岐の島郡瀬戸町24
電話 2-9772

学校訪問指導を 振り返って

「先生、授業、いいって言われた？だめって言われた？」

これは、ある学校の訪問中、授業者の先生と廊下で立ち話をした後、聞こえてきた子供の声でした。経緯を聞くと、朝礼で一日の予定を伝える時に「先生にも先生がいて、今日は授業のことを教えてもらう日。でも、みんなは普通どおりにしてね。」と話をしたそうです。だから、その子は先生と指導主事が話している様子を見かけ、どんな評価だったのだろうと思わず声をかけたということでした。「心配してくれて・・・優しい子です。」とその先生は話していました。温かく良好な関係が築かれているんだなあと、微笑ましく、思わずにっこりす

るような出来事でした。

一学期、隠岐管内すべての小・中学校の全学級の様子を観望しましたが、このエピソードのように、先生と児童生徒の間、また児童生徒同士の間、また児童生徒同士の間、また児童生徒同士の間に信頼関係が構築された中で学習が行われていました。そして、各校が学校の状況に合わせて、積極的に学校訪問指導を活用してくださいました。

今学期の訪問指導を振り返って感じたことを以下にまとめます。

○若手教員の育成

今年度は初任者や経験年数が少ない若手の先生方が管内の多くの学校に配属されました。各校では、特に、初めて担任を受け持つ先生、初めて授業をする先生に対して、校内体制で指導や支援が進められていました。

若手教員対象の訪問指導に出かけると、日々の活動に追

われる中、時間を生み出し、学習指導案作成の指導や模擬授業などが丁寧に進められていることがわかり、先輩教員に見守られながら教師として鍛えられていることを感じました。また、若手教員同士で授業を見合うなど、互いに切磋琢磨して授業力が向上するよう、研究授業の設定にも工夫がありました。このような取組により、若い先生方が悩みながらも元気に勤務され、教師としての力も伸びていると感じています。

○研究の推進と広がり

今年度がスタートして学校では様々な組織づくりが進む中、研究組織も早い時期からしっかりとつくり進められていました。指定事業に関連した研究授業、十月に開催される隠岐教研西ノ島・知夫大会にかかわる研究授業などが各校で計画され、数多くの訪問指導の要請がありました。

また、校内だけにとどめず、研究の取組が着々と広がっていることも注目すべき点であると思います。同じ校種だけではなく、小学校と中学校の

先生が互いに授業を見合う、時には小学校の授業を高校の先生が授業を参観される場面がありました。また、小学校と中学校が連携して研究を推進している学校もあります。このような取組の広がり、教科等のつながりだけでなく、それぞれの校種のよさを理解することにもつながると考えます。

○大切にしていたきたいこと

以上のように、積極的に研究が進む中、今一度確かめていただきたいことは「各教科等の趣旨を踏まえる」ことと「子供の声でつくる」ことです。当然のことではありませんが、各教科等の趣旨を踏まえた授業を展開することで、単元や本時のねらいが明確になります。そしてその趣旨を踏まえ、子供の声で授業をつくることは、児童生徒自身の主体的・対話的で深い学びにつながります。

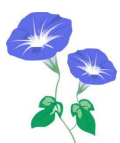
★子供の声で学習課題をつくる
先生だけでなく子供にとつ

て授業を見通すことは主体的な取組に必要なことです。導入時に十分に興味関心をもたせ「〇〇をやってみよう」「〇〇について考えてみたい」と子供が具体的に思える工夫をし、その思いの表れた言葉をとそのまま使います。子供にとって必要感のある課題となります。

★子供自身の言葉を引き出す
各教科等に特化した言語を用いて思考することは大切なことですが、まずは子供自身が持っている言葉、概念を引き出しながら思考することが必要です。子供同士が互いにそれを持ち寄り、考えることで学習が深まります。

一学期、この視点が大切にされた授業がありました。そのような授業では児童生徒は受け身ではなく、本気で学習課題に向かい、他者と学びを深めていました。二学期以降もそんな児童生徒の姿がさらに増えることを願っています。

一学期、大変お世話になりました。ご
（文責 宇野）



わたしぶね

～ 扶養手当について ～

七月は、年に一度の検認の月です。検認により、認定誤りがないか、支給額が正しいか等認定権者が確認します。

扶養手当は、へき地、へき準及び期末手当の算出基礎額にもなるため、特に重要な手当てです。扶養親族の収入状況は、検認時に限らず常に把握し、変更があった場合は、事務の方にご相談ください。

★よくある欠格事例★
・子のアルバイトを把握していなかった。
・扶養親族の毎月の収入額を把握しておらず、年額が所得限度額を超えていた。

★今年度の手当額★
①配偶者 一万円
②子 八千（一万）円
③父母等 六千五百（九千）円
※配偶者がいない場合、一人のみ（ ）の額。特定加算期間の子には、五千円を加算。

手当額は扶養親族により異なります。給与明細の手当額については是非確認してみてください。
（総務課 宮原）